

本日の会議に付した事件

令和7年第1回山元町議会定例会（第4日目）

令和7年3月7日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議案第26号 令和7年度山元町一般会計予算
日程第 3 議案第27号 令和7年度山元町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 4 議案第28号 令和7年度山元町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5 議案第29号 令和7年度山元町介護保険事業特別会計予算
日程第 6 議案第30号 令和7年度山元町水道事業会計予算
日程第 7 議案第31号 令和7年度山元町下水道事業会計予算

午前10時00分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（菊地康彦君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、5番大和晴美君、6番渡邊千恵美君を指名します。

議 長（菊地康彦君）これから議長諸報告を行います。

総括質疑通告書の受理。議員2名から総括質疑の通告がありましたので、その一覧表を配付しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長（菊地康彦君）日程第2．議案第26号から日程第7．議案第31号までの6件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

議案第26号については、企画財政課長大和田 敦君、説明願います。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは、黄緑色の表紙、令和7年度一般会計予算書をご準備願います。

表紙をおめくり願います。

議案第26号令和7年度山元町一般会計予算になります。

初めに、第1条ですが、歳入歳出予算の総額を83億9,257万7,000円と定めるものでございます。

予算科目の区分、それぞれの金額につきましては、1ページから5ページに記載しております第1表のとおりとなります。

続きまして、第2条、地方自治法の規定による債務負担行為を設定する事項、期間及

び限度額ですが、6 ページに記載の第2 表のとおりとなっております。

第3 条、自治法の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的や限度額、起債の方法などにつきましては、7 ページに記載の第3 表のとおりとなります。

第4 条、地方自治法の規定による一時借入金の借入れ最高額につきまして、5 億円と定めるものでございます。

第5 条、自治法の規定により歳出予算の各項に計上している金額の流用について定めるものでございます。

内容としましては、給料、職員手当及び共済費に係る予算に過不足を生じた場合、同一款内での各項間の流用を可能とするものでございます。

以上が議案第2 6 号の概要となります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）続きまして、議案第2 7 号から議案第2 9 号までの3 件については、保健福祉課長齋藤 剛君、説明願います。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。初めに、黄色の表紙、令和7 年度国民健康保険事業特別会計予算書をご準備いただき、表紙をおめくりください。

議案第2 7 号令和7 年度山元町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1 条、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1 7 億9 6 2 万3, 0 0 0 円と定めるものでございます。

第2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページ以降の第1 表のとおりでございます。

第2 条、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額を1 億円と定めるものでございます。

第3 条、地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を、次のとおり定めるものでございます。

第1 号といたしまして、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について定めております。

以上が議案第2 7 号の概要でございます。

続きまして、グレーの表紙、令和7 年度後期高齢者医療特別会計予算書をご準備いただき、表紙をおめくりください。

議案第2 8 号令和7 年度山元町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

第1 条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2 億4, 0 9 6 万3, 0 0 0 円と定めるものでございます。

第2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページ以降の第1 表のとおりでございます。

以上が議案第2 8 号の概要でございます。

続きまして、ピンクの表紙、令和7 年度介護保険事業特別会計予算書をご準備いただき、表紙をおめくりください。

議案第2 9 号令和7 年度山元町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1 条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1 5 億7, 8 9 6 万9, 0 0 0 円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページ以降の第1表のとおりでございます。

第2条、地方自治法の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、次ページ以降の第2表のとおりでございます。

第3条、地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を、次のとおり定めるものでございます。

第1号といたしまして、保険給付費における各項に計上した予算額に過不足が生じた場合は、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について定めております。

以上で議案第27号から議案第29号までの説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）続きまして、議案第30号及び議案第31号の2件については、上下水道事業所長富樫 誠君、説明願います。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。それでは、議案第30号令和7年度山元町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

水色の予算書1ページをお開きください。

第1条、令和7年度山元町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものです。

第2条、業務の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額について申し上げます。

収入、第1款水道事業収益、総額3億6,077万8,000円。

支出、第1款水道事業費、総額3億7,535万2,000円を見込んでおります。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額について申し上げます。

収入、第1款資本的収入、総額5,200万5,000円。

支出、第1款資本的支出、総額1億5,660万2,000円を見込んでおります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金等で補填するものです。

次に、2ページをお開きください。

第5条、企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率等、記載のとおりです。

第6条、一時借入金の限度額を1億円と定めるものです。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について。

第8条では、議会の議決を得なければ流用することのできない経費について。

第9条では、他会計からの繰入金について。

第10条では、棚卸資産購入限度額を269万6,000円と定めるものです。

以上で議案第30号の説明を終わります。

続きまして、議案第31号令和7年度山元町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

白い予算書1ページ、お開きください。

第1条、令和7年度山元町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものです。

第2条、業務の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額について申し上げます。

収入、第1款下水道事業収益、総額5億8,778万6,000円。

支出、第1款下水道事業費、総額4億9,364万8,000円を見込んでおります。
次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額について申し上げます。

収入、第1款資本的収入、総額3億5,128万9,000円。

支出、第1款資本的支出、総額4億9,051万4,000円を見込んでおります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金等で補填するものです。

次に、2ページをお開きください。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

第6条、企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率等、記載のとおりです。

第7条、一時借入金の限度額を10億円と定めるものです。

第8条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について。

第9条では、議会の議決を得なければ流用することのできない経費について。

第10条では、他会計からの繰入金について。

第11条では、棚卸資産購入限度額を25万円と定めるものです。

以上で議案第31号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから議案第26号から議案第31号までの6件に対する総括質疑を行います。

総括質疑については、山元町議会基本条例の規定により、原則一問一答です。質疑は論点を整理し、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

また、発言時間については特に制限は設けておりませんが、質疑に当たっては、後日予定しております予算審査特別委員会で十分な審査に尽くされるという前提に立ち、発言の回数などについては配慮願います。

なお、質疑に当たっては、山元町議会会議規則第53条の規定により、原則として自己の意見を述べることはできませんので、ご注意願います。

10番齋藤俊夫君の質疑を許します。齋藤俊夫君、登壇願います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。10番齋藤俊夫です。7年度予算案に対する予算審査特別委員会での審査に先立ちまして、大綱3点に関して総括質疑を行います。

通告した3点については、私あるいは同僚議員の一般質問を通して、相互の認識を深めることができ、特に大綱1のトイレ設置に関しては一定の答弁がありましたけども、少し確認を求めてまいりたいというふうに思います。

大綱1点目は、大地塔への便益施設、トイレ設置費について、細目1点に関して伺います。

排水対策や道路整備など他の事務事業が急がれ、当面する大口財政需要がめじろ押しとなる中で、取り組むべき事業の取捨選択、財源確保、優先順位などを踏まえたトイレ設置の必要性和緊急性及び公共サービスの在り方を伺います。

具体的な1点目は、急がれる他の事業に優先してまで取り組まなければならない必然性について。

2点目は、貴重な自主財源を充当してまで、利用者が限定的な公共サービス提供に取り組まなければならない理由について。

3点目は、公共サービスの在り方を明確にしないままトイレを設置すれば、要望があるとする他の類似事業とのバランスなどの確な判断が困難となり、身の丈に合った公共

サービスの在り方の策定に意を用いるべきことについて。

大綱２点目は、亘理地区行政事務組合負担金の一部、庁舎整備費について、細目１点に関して伺います。

計画が進行している統合消防庁舎建設と新たに予定される岩沼消防庁舎の大規模改修に伴う整備費は、消防広域化の経緯や計画と整合性の取れたものとなっているのか。

また、統合消防庁舎建設の規模等は身の丈に合ったものなのか伺います。

具体的な１点目は、亘理消防署と山元分署を統合した消防庁舎建て替えに伴う負担は、亘理、山元両町とする一方で、岩沼消防庁舎の大規模補修負担金は、岩沼市を含む構成３市町となっていますが、広域化の経緯や計画との整合性について。

２点目は、現在、基本構想で示されている統合消防庁舎建設に伴う施設規模、庁舎の延べ床面積４，０００平方メートルと敷地面積１，２００平米については、今後の基本計画において検討する予定となっています。最終的には、組合議会での審議に委ねるにしても、負担金を支出する立場に加え、組合の管理者として、より身の丈に合った施設規模に対する問題意識についてであります。

大綱３点目は、組織再編を契機に徹底した業務量の平準化と公平な人事評価について、細目１点に関して伺います。

相当数の中途退職者があり、その補充がままならない中で、せっきくの組織再編で臨む新年度の事務事業が安定して執行されるのか。また、円滑な継承がなされるのか危惧されます。そうした懸念や不安をどのように払拭していくのか伺います。

具体的な１点目は、職員の充足に向けた新規職員採用の見込み及び依存度を増す会計年度任用職員が全職員に占める関係の推移について。

２点目は、部所管と個人間にあまりにも大きな差異が見られる時間外勤務の実態を踏まえ、業務量の偏りがなく、公務の能率の向上が期待できる組織実現は、ひとえに業務の平準化にかかっております。業務再編を契機として、徹底した取組による実現について。

３点目は、課が分離、再編されスリム化する一方で、統合され肥大化する課の公務能率や成果確保の懸念払拭と人事評価の在り方についてでございます。

以上１回目の質疑といたします。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、答弁願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。おはようございます。

齋藤俊夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第１、大地の塔への便益施設、トイレ設置費についての１点目、他の事業に優先してまで取り組まなければならない必然性及び２点目、利用者が限定的な公共サービス提供へ取り組まなければならない理由並びに３点目、身の丈に合った予算提案となっているかについてですが、関連がありますので、一括してご回答いたします。

震災慰霊碑大地の塔は、本定例会の一般質問で、齋藤俊夫議員、岩佐孝子議員にお答えいたしましたとおり、東日本大震災で犠牲になった方々を追悼する場であり、家族や友人はもとより、町民をはじめ多くの方々が哀悼の誠をささげるために訪れる特別な施設であると考えております。

このように、年間を通して人々が訪れる施設の付帯施設としてトイレを再建するものであり、利用者が限定的な公共サービスとのご指摘には当たらないものと認識しており

ます。

また、大地の塔の設置場所の選考に当たっては、町内の関係団体から選出された委員で構成する検討委員会において、意見の一つである「トイレがあること」を勘案して旧山下駅前跡地が選定されており、トイレの再建は当時の選定理由に沿うものと考えております。

これらのことから、他の要望事業とは別事業として考えるべきであり、多くの声をいただいている大地の塔のトイレを早期に再建することが必要であると判断し、当初予算に関連する事業費を計上しております。

次に、大綱第2、亘理地区行政事務組合負担金の一部、庁舎整備費についての1点目、広域化の経緯や計画との整合性についてですが、消防広域化の経緯は、県から消防広域化重点地域の指定を受けた平成26年12月以降に、県、構成市町、各消防本部等から成る検討会や、検討委員会を設立して協議を重ね、平成30年に県知事から広域化の許可を得て、平成31年4月にあぶくま消防本部が発足しました。

なお、亘理地区行政事務組合への負担金については、広域化の協議の中で、現行の負担割合に合意し、亘理地区行政事務組合規約において、亘理山元統合消防庁舎建設分は亘理町及び山元町で負担し、他の消防庁舎等の施設や設備の修繕、人件費等の経費は構成市町で負担するものと定められております。

このような亘理地区行政事務組合の規約改正や広域化に関する検討委員会等の報告事項は、組合議会のもとより構成市町の議会へも適宜説明されているものと確認しております。

また、計画との整合性については、広域化の検討段階から、亘理消防署及び山元分署の老朽化は課題とされており、広域化に伴う国の財政支援措置の期間内での建て替えを計画されていたことから、今回の亘理山元統合消防庁舎の建設時期は、当初の計画内であると考えております。

次に2点目、基本構想で示されている統合消防庁舎建設の施設規模に対する問題意識についてですが、現在、亘理山元統合消防庁舎建設推進委員会において、亘理山元統合消防庁舎基本計画素案を協議しておりますが、各諸室の有無を含めて施設の在り方を再検討するように意見を付しており、基本計画策定時には施設規模も見直しが図られるものと伺っております。

次に、大綱第3、組織再編を契機に徹底した業務量の平準化と公平な人事評価についての1点目、新規採用職員の見込み及び会計年度任用職員が全職員に占める関係の推移についてですが、令和7年4月1日付新規採用職員については、行政職が社会人採用や考古学芸員を含め11名、保育士が2名の合計13名の見込みであります。

また、会計年度任用職員が全職員に占める関係の推移について、特別職や防犯パトロール隊、交通指導隊等を除いた実人数の割合は、制度が導入された令和2年度は約22パーセント、令和3年度は約25パーセント、令和6年度は約33パーセントであり、令和7年度については予算要求人数ベースで約37パーセントと、年々増加傾向となっております。

次に2点目、組織再編を契機に徹底した業務量の平準化による公務能率の向上が期待できる組織実現についてですが、今年度検討してまいりました組織の再編に関し、業務の平準化及び効率化は大きな目的の一つとしております。

組織ごとの業務量を時間外勤務実績等により適切に把握し、各部署や職員への負担を均等化することで、効率的な業務遂行が可能になり、また業務プロセスの見直しやDXの推進等により業務の標準化、簡素化を進めることで、生産性や公務能率の向上が期待できるものと考えております。

また、職員間の協力体制の強化や、班制導入の意図やメリットの周知徹底を再度図り、柔軟な業務配分を行うことで、特定の職員や部署に過度な負担が集中することを防ぎ、持続可能な行政運営が実現できるものと考えております。

これらを通じて、公務の質を維持しつつ、より効率的で働きやすい組織の実現ができるよう、引き続き積極的に取り組んでまいります。

次に3点目、課の分離、スリム化や統合、肥大化による公務能率や成果確保の懸念払拭と人事評価の在り方についてですが、組織再編については、複雑化、多様化する行政ニーズに対応することも大きな目的の一つとしております。

今回の再編において、これまで守備範囲の広がった課等においては、分離によるスリム化を推進し、統合し、大規模化した課等については業務効率性の推進を目的としており、これにより業務の平準化と公務能率の向上、成果の確保を図ってまいります。

また、人事評価については、今回の組織再編による基本的な運用や評価基準は変更いたしません。この再編を機に改めて各課や班等の業務内容や責任範囲を明確にすることで、より公平で公正な評価が実現できると考えております。

今後においては、既存の評価基準やプロセスを十分に踏襲しつつ、職務の変化に対応するための情報共有や丁寧な事務引継により円滑な継承を行い、混乱が生じないように努めるとともに、組織全体のパフォーマンス向上に鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）10番齋藤俊夫君の再質疑を許します。10番齋藤俊夫君。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、大綱1から順次、再質疑を行ってまいります。

冒頭申し上げましたように、大地の塔のトイレ施設費につきましては、一般質問において町長から一定の答弁がございました。この場合は極力シンプルな質疑に努めてまいりたいとふうに思います。

そのためにもですね、改めて確認させていただきますけども、町長答弁の要旨としてですね、今回、大地の塔へのトイレ設置に係る予算として3,000万円が計上されてるわけですが、仮に関係予算が可決された場合、予算執行に当たっては、私から代替性の検討案として問題提起いたしました屋外ユニットトイレの設置、もしくはトイレの導入についてですね、これ、おおむね500万程度で対応であると。そんなことを踏まえられ、3,000万の予算にこだわらず、極力廉価な設置費に収まる工夫、努力は惜しまないと、そういう趣旨の答弁だったということによろしいでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。ただいま齋藤議員からあったようにですね、3,000万の予算、3,000万の見積りというのはですね、一般的にといいますか、山元町内の駅なり公園なり、沿岸部の3か所の避難丘公園なんかにありますユニットトイレですね、そういうものを基準に見積りを出させていただいております。

今、齋藤議員のほうから、500万、何百万というトイレの金額等も口頭の中でお示しいただきましたが、やはりその場所に見合った、そして、安ければいいということで、結局長もちしないような施設でもですね、無駄になってしまいますので、やはりいろい

ろな状況を勘案して、それで適当な価格、サイズ、そういうものを見極めた上で検討をしたいというふうには思っております。

今回の3,000万というのは、どうしても皆さんご存じのと通りの、今の物価高騰等がありまして、工事費等もどんどん値上がりしておりますので、これがどんどん先送りになってしまいますと、さらに値段も上昇してしまうということもあると思いますので、行政サービスも含めた上でですね、昨日、おとといですかね、一般質問でも私、お答えさせていただきましたが、365日いつでも日本中から誰でも来れる状況というところで考えさせていただいておりますので、ただ、予算を頂いたということで、それを全部使ってやりましょうということではなくて、先ほども言いましたように、そこに見合った形のものを、こちらで協議をして進めさせていただければというふうには思っております。

最少の金額で、とにかく最大の効果が出るようにというお言葉をいただいています。私もそのとおりだと思いますので、そこにはちゃんと肝に銘じてですね、進めていきたいというふうには思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。確認できました。

その上で、細目1のですね、お尋ね、この必然性なり、細目2のですね、利用者が限定的な公共サービス提供に取り組まなきゃならない理由に対する答弁、これは提案する立場からのことであって、いささか無理筋というかね、後づけ的な内容というふうな感じもしないでもないですけども、そして、必ずしも多くの町民のですね、理解が得られるものとは言い難いところはございますけど、前段確認したことを踏まえまして、改めてその関係については触れないことにいたしまして、次のことについて確認をしてみたいです。

今後のこともございますのでですね、この細目3の公共サービスの在り方についてなんですけども、一つはですね、この予算化に際しては、基本的にこの計画性があって、自治法なり議会基本条例、あるいは公共施設等管理計画等々とのですね、整合性が図られていると。そして、説明責任が果たせると。いわゆる国のほう、内閣府が盛んにこの推奨しているわけでございますけども、根拠や証拠、エビデンスに基づく政策提案が求められるということでございます。

そうした意味においてですね、今回のトイレ設置に係る予算提案に当たり、あらかじめ議会や町民とですね、公共サービスの在り方を共有するための対応、努力がですね、少し不足していたのではなかろうかなというふうに思うんですが、その辺、確認させていただきます。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。先日の一般質問の中でもお答えしましたようにですね、2年前の6月議会から、昨年の当初予算と、もう2年かけて、その間にですね、議会のほうにはいろいろと説明を尽くしてきたというふうに思っております。答弁の中でも、私、言わせていただきましたが、もともとあそこの大地の塔をあな場所に造るということに関しては、やはりトイレが一番必要だということが、その前提となって、あそこにあったと。それを復興計画の中で、やむなくトイレを解体してしまったということですので、新たな事業としてトイレを造るということではなくて、もともとあったものを元に戻す、再建するというところで、先日の一般質問でも私の考え方として答弁させていただきましたが、あれは復興事業のまた取り残しなのかなというふうに私の中では思っております。

ので。

また、その他の各地区からの要望なり、急がれるその他の事業ですね、そういうものも自分の中では、排水対策にしる、四番作道のかき上げにしる、並行して進めてきているものというふうに思っておりますので、その辺に関しては、私としてはこの2年間、それなりに進めてきたものというふうに考えております。

また、齋藤議員のほかにもですね、大和晴美議員のほうからも災害時のトイレの必要性、大事さっていうのを一般質問の中で提起されて、改めて、その辺のトイレの必要性、大事さというのを確認をさせていただいておりますので、その辺も含めてご理解をいただければというふうに思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。もう一つですね、お尋ねしておきたいのは、まさに今後のことでもありますので、確認するわけでございますけども、例えば仙台市ではですね、市が管理する都市公園の屋外トイレについてはですね、公園の屋外トイレ設置基準に基づいて設置してるわけでございます。そこの中のくだりにはですね、遠くからの利用者が多い公園や、野球場など長い時間滞在する施設がある公園など、トイレの必要性が高い公園に設置しています。また、比較的面積の小さな身近な、いわゆる街区公園は原則として設置しておらないわけでございます。

残念なことに、本町ではトイレ設置を含む公共サービスに関してですね、一定の考え方なり基準となるものを持ち合わせていないこともありまして、今回のトイレ設置に関してはですね、町長、いろいろ先ほど来から述べられておりますけども、私はこの適切な政策判断の下にですね、身の丈に合った節度あるサービスの範囲内にある予算提案であるとは必ずしも言えない面があるのではないのでしょうか。今後に向けた在り方も含めて、確認をお願いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。トイレの在り方についてはですね、今議員がおっしゃったように、震災後に、復興の中で、町内いろいろなところにトイレというのを設置しております。先ほど、例に挙げました、駅前に1つ、公園に1つ、あとは避難丘公園にそれぞれ3つ、牛橋の場合ですと、グラウンドにあるということで、すぐそばにあるということで、それを利用すると。やはり計画の中でも、トイレの必要性、その大事さというのを勘案して、それで計画を立てて設置したものと思います。

結局、何人使っているとか、本当に必要なのかっていうのを後々見直したときにですね、じゃあその今まで造ったところもどうなのかというふうなことになると思います。私はそうではなくて、やはりトイレ、そういうものというのは所嫌わずと、よく言いますけれども、いつ何がどうなってというところがあります。中にはですね、病気なんかを持っていて、トイレが不安だからといって、なかなか出て歩くことをためらってしまう方もいると。それ、1人、2人じゃなくて、結構多くの方、そういう、どっかに遊びに行くにしてもですね、トイレがある、ないで、すごくやっぱり気にして、なかなか家から出れないとか、そういう話も聞きますので、トイレというのは本当に大事なものだというふうに私も思っております。

私も、こんな話するとあれなんですけど、決して行きたいわけではなくても、こういう議会が始まる前には必ずトイレに入るようにしたりですね、そういうこともありますので、トイレがないのとあるのというのは、やっぱり不安が全然違いますので、その辺は、何人使うとか、そういうことではなくて、町内の人だけとか、そういうことでもなくて

ですね、先ほども言いましたように、大地の塔に関しては、家族、親類、友人、知人、本当に関係各位、いろんな方が訪れる場所だというふうに思います。

中浜小学校、そして大地の塔、被災地でなければならないような施設を残したわけですが、それはやはり大きな災害というものを後世に伝えるという役目を担っているというところからの発想なのかなというものも思いますので、そうすればですね、日本中から、あるいは世界中からいろんな方が訪れるというふうなことは考えられますので、トイレというのは絶対必要なものなのかなという、確かにですね、半径1キロで円を書いた場合に何か所トイレあるのと言われてしまえばそうですが、年寄り、高齢者の方は1キロなんて待ってられませんので、やはりその場にトイレは必要なものなのかなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。次に、大綱2のほうに入ります。

細目1のほう、先ほどの答弁ですね、必ずしも私の意図したものに沿ったものではございませんけれども、この総括質疑の通告の後でですね、認識を改める機会がありましたので、よしといたします。

細目2の庁舎の規模についてでございますが、さきの全員協議会でもですね、町長のほうから、基本構想段階での庁舎延べ床面積4,000平方メートルに対して精査する余地がある旨の話がございました。そういうこともございました。それから、本町からこの組合議会に派遣されている同僚議員に対する後方支援も含めて確認をさせていただきます。

申すまでもなくですね、今どきの、あればよいとか、あるにこしたことはないとする発想での庁舎建設、これは、それに限ったわけではございませんけれども、到底容認できないわけでございます。

今後の維持管理費を見据えましてですね、機能性と実用性を備え、身の丈に合った庁舎の規模、そしてグレードに沿った検討がなされているのか。また、そうしたこの問題意識をですね、持たれた対応に当たっておられるのか、まず確認をさせていただきます。

町長（橋元伸一君）はい、議長。齋藤議員からですね、この件についても一般質問でもありましたけれども、今、齋藤議員がおっしゃったようにですね、確かに大は小を兼ねます。でもですね、やっぱりその規模に合った大きさというのはもう当たり前のことでありまして、ましてや今この物価高騰、いろいろな社会情勢の中で、そんなにそんなにお金をかけてやるということは決して正しいことではないと思ってます。

ただ、先ほどもトイレの件でも言いましたようにですね、何でもいいわけではありませんで、やはり今災害が、今回もですね、岩手の大船渡のほうにあぶくま消防本部からも支援で行っておりますけれども、そういう災害が多い中で、自衛隊なり消防というのは先頭に立って、町民なり市民のですね、安全確保のために、安全・安心のためにですね、働くわけですので、ある一定の環境というのは整えなくてはならないと思ってます。

ただ、齋藤議員が言うように、大きければいいというものではありませんので、見合った形でのサイズ、そういうものに対して、大きさを、今回もですね、見直すということでの指示はしているというふうに伺っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。この統合消防庁舎建設はですね、極めて余裕のないタイトなスケジュールの中で進められている大事業でございます。当然手戻りはあり得ないわけだ

というふうに思いますし、そうした意味で、組合全体としてですね、最初の段階で、確たるといいますかね、コンセプトをですね、共有された取組が求められているというふうに考えるわけでございます。

そうした大事業の推進に際してですね、重要なこと、特にこの組合執行部を形成される正副管理者、構成3市町の市長、町長の問題意識を共有した進行管理にあるんじゃないかなというふうに思うわけでございますけども、庁舎建設推進委員会を中心とした検討、協議を重ねられているというふうな答弁がございましたけども、組合に常駐してない正副管理者はですね、ややもすると事務方に任せきりになりがちになることなども懸念されるわけでございます。あるいは、職員の皆さんもですね、それぞれの市、町の中で、例えば、うちであれば総務課が担当してとかですね、常時は別々な組織の中で対応されてると。

そういうふうな意味ではですね、正副管理者、職員共々、やはりタイムリーな相談なり協議機会をしっかりと確保されましてですね、特に管理監督に当たる正副管理者におかれては、適時適切な指示判断が可能となる、そうした体制なり取組になっておられるのか、基本的な関係を確認させてください。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。先ほども答弁させていただいたようにですね、この消防庁舎については、たしか震災直後から、もう消防本部なり、亘理消防署、消防本部、そして山元分署については、やはり年数がたっているということで、更新しなくてはならないという問題、課題があったものと思います。

現在は管理者が亘理というふうになってますが、前段は山元町で管理者をして、そういう話を継続してきたものと私は思っております。

先ほど言いましたように、国の支援なんかをいただける、ある一定の期間の中で、何とかできるだけ町の持ち出しを少しでもですね、少なくできるようにということで話を今進めているわけなんですけれども、どうしてもやはり東日本大震災という大きな災害があったということで、消防庁舎のほうの進み具合が少し当時は鈍化してたのかなと。

ここに来て、どうしても国からの支援を受けられる期間がだんだんだんだん迫ってきておりますので、ここに来て、ちょっと足早になっている部分というのはあるとは思いますが、震災後も多分そういう消防の新しい庁舎についての、いろいろ私も青写真みたいのはちょっと一時見たような気がしますので、そういうのは議会も含めて、ある一定の方向性というのは多分町から説明を受けて、いろいろやってきたのかなというふうには思っておりますので、町と消防本部との関わりについては、以前と全然変わっておらず、ちゃんと連携を取りながら進めているということで、ご理解いただければというふうに思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどのお尋ねはですね、やはり大事業というのはなかなか、組合の職員、経験してない方が大半でございまして、ぜひ意を用いた対応をよろしくをお願いをしたいと思います。

それから、答弁ではですね、基本構想段階の庁舎施設の施設規模については、各諸室の有無を含めて施設の在り方を再検討するように意見を付して、基本計画策定時には施設規模も見直しを図られるというふうに述べられております。

また、幸いにして本町、亘理町もですね、庁舎整備から間もないというふうなこともありまして、庁舎整備に関する一定のノウハウを有しているというのは、前段申し上げ

たような中では大変心強い限りだというふうに思うわけでございます。

ぜひ、そうしたですね、ノウハウを検証する中で、前段申し上げましたような基本的な問題意識に沿って、過不足のないですね、適切な施設整備に取り組まれることをですね、期待するわけでございますが、もう一つ確認したいことはですね、整備される場所、位置の関係でございます。

この建設予定地が判明するのは、もう少し時間を要するにしてもですね、建設予定地の場所、位置に関してはですね、前提条件になるかもしれませんけれども、岩沼消防署のカバー可能エリアを踏まえつつ、本町のカバーにですね、過不足が生じない場所、位置とすべきでないのかなというふうに思うんですが、そうした問題意識についてお尋ねいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。確かに、今回の消防本部の建て替えというのはですね、亘理と山元ということで、岩沼の消防署はそのまま残るわけですがけれども、今現在はあぶくま消防本部として1市2町でやっておりますので、全体を見据えた中で、それぞれカバーをできる場所、範囲ですね、そういうのを計算をしながら、これまでのサービスよりも低下しないようにですね、考えていかなければならないという意識はっております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。仮にですね、建設予定地が本町をカバーするに足る合理的っていいですかね、我がほうとして納得できる場所、位置に確保が困難な場合、それ相応の代替措置というか、次善の策を講じることも、そういうことを、その場合については必要じゃないかと思うんですが、そうした問題意識がおりなのかどうか確認いたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。その件に関しましてもですね、結局ならないように今考えているところですので、ご理解いただければというふうに思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろ申し上げましたが、今後予定されてます組合議会での本格的な審議に委ねることといたしまして、大綱3のほうに。

議 長（菊地康彦君）じゃ、ここで一旦。

議 長（菊地康彦君）この際、暫時休憩いたします。再開は11時5分、11時5分であります。

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 再 開

議 長（菊地康彦君）再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。大綱3に入る前にですね、ちょっと訂正をさせていただきます。大綱2の亘理地区行政事務組合における庁舎整備の絡みでですね、現在、基本構想で示されている施設規模、建物のほうの4,000平米は間違いはないと思うんですけど、敷地面積のほうですね、ちょっとゼロが足りておりませんでした。1,200じゃなくて、1万2,000平米だということで、お手元の関係資料、1つゼロを増やしていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

その上でですね、大綱3の細目1の関係なんですが、会計年度任用職員が全職員に占める関係の推移について、実人数の割合だけが示されましたけども、こうしたケースで

は、ぜひ実人数のほうもですね、併せてお示ししてもらえると非常に理解しやすいのかなというふうに思うわけでございます。

まずは先ほど示された4か年度の実人数をちょっと確認させてください。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。人数等の数字に関しましてはですね、担当課長のほうからご回答いたします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。会計年度任用職員の人数につきましては、令和2年から会計年度任用職員という制度ができましたので、令和2年度から申し上げます。令和2年度65人、令和3年度74人、令和4年度76人、令和5年度86人、令和6年89人となっております。以上です。令和6年度89人。以上でございます。（「7年予算ベースのは」の声あり）令和6年度は89人です。令和7ですか。

議 長（菊地康彦君）予算ベース。

総務課長（大橋邦夫君）予算ベース。少々お待ちください。

失礼いたしました。予算ベースです。95名で予算措置しております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ありがとうございました。改めて中途退職者が多い中であって、先ほどの答弁では、新年度4月1日付、新規採用職員は都合13名と、一定の職員数が確保されるということが確認できました。

また、会計年度任用職員については、全職員に占める関係、制度導入以来、年々増加傾向にあって、新年度は実員37パーセントということですよ。今や、この会計年度任用職員のパワーをですね、抜きにした業務遂行というのは考えられない。そんな状況に置かれているのかなというふうに思うんですが、そして会計年度任用職員各位にですね、感謝と敬意を表する一方で、本来求められるプロパー職員を基軸とした業務遂行による公務の能率の向上にですね、支障がないのでしょうか。これは町長にお聞きいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。その支障がないようにですね、今年も、先ほど課長のほうからあったように、年々少し人数も増えてたりもしております。退職者なり、あと病休者、いろいろあって、そういうところを補うために、本当に会計年度の方々にはですね、頑張っていただいているというところがありますので、そういうところを、そうならないようにですね、町としては、やっていこうということで、このような今体制、ですから、ちょっと会計年度なんかも少し多めになっておりますが、それを、一般質問なんかでもあったようにですね、今後予算的な部分も含めて平準化をどんどん来年度以降考えて、今いるところでありますが、その中でも人数、職員数ですね、そういうことも含めていろいろと考えて、来年度の再編というところに取り組んで、そのスタートというところになるというふうに考えております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。次に、細目3のほうでございます。私が期待していた方向性が示された答弁となっております、安堵しました。ただしですね、たとえ立派な答弁であるにしても、やはり肝腎要となるのは、とりもなおさず実効性のある取組いかんにあるんだろうと。そのことを前提に確認いたします。

副町長を先頭にする検討委員会での検討結果を反映した組織再編というふうになるかというふうに思うんですけども、そこでの検討、確認されたことは、具体的な業務量、あるいはそれに見合う所要人数までは、踏み込んだものにはなっていないのかなというわけでございまして、一定の議論を重ねた中で、今の体制よりは、比較すれば、よりベ

ターな組織の大枠、枠組みを決めたということではないのかなというふうに思うんですが、この辺は委員長を務められた副町長に確認させていただきます。

副町長（佐藤兵吉君）はい、議長。齋藤議員のご質問にお答えいたします。

今回、組織再編に関しては、庁内の課長を中心にですね、検討を重ねてきたわけなんですけども、その中で、総務課のほうにおいて各課のヒアリングを行いながら、過去3年間でですね、令和3年、4年、5年、この3年間の時間外の経緯なども確認しながら、事務量の確認というふうなことに努めております。

そういうふうなところを踏まえまして、今回どのような形で組織の再編をしたらよいか、全体で協議をしながらですね、できるだけ事務の効率化が図られる、平準化になるような、そういうふうな形での組織再編に努めたところでございます。

今回の組織再編につきましては、組織全体で検討したというふうなところでございますので、今後ですね、次年度以降、新たな組織になりましたら、この辺をしっかりと効果が出るような形をですね、取っていきたいというふうに考えております。

あと、所要人数の関係でございますが、人数につきましては絶対数が決まっておりますので、各課の要望等は確認しておりますが、それに見合った人員配置、その辺につきましては、今回新採もちょっと多めに取ったりしておりますので、そういうふうな中で、できるだけ各課の期待に応えられるような、そういうふうな人事配置に努めていきたいというふうに考えております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。分かりました。業務の平準化と効率化の具現化に向けた基本的な視点としてですね、答弁では、職員間の協力体制の強化、あるいは制度等導入の意図やメリットの周知、徹底を再度図り、柔軟な業務配分を行うことで、特定の職員や部署に過度な負担が集中することを防ぎ云々と、まさに模範回答が述べられております。

その上でですね、この模範回答に沿った体制を、先ほど副町長からもいろいろ説明がありました。そういう中で、再構築されたにしてもですね、やはり究極的なポイントっていうのは、班制度であれ係制度であれですね、そういうことにかかわらず、課長なり班長さんが、つかさつかさで、どういうふうな気配り、目配りがどの程度発揮されるのか、それが問われるのじゃないかなというふうに思います。

さりとて、今非常に多様な考えの持ち主の職員がおられる中で、つかさつかさのおられる方々の気苦労も察するわけでございますけども、それはそれとして、それから答弁でも触れられておりましたけども、相互連携と機動性の発揮を前提とした横型の、係制は縦型、班制は横型というふうに言われてますけれども、それを理解した職員同士の連携とカバー力、力がですね、私は問われてるんじゃないのかなというふうにございます。

その辺は経験豊富な副町長に確認をさせていただきます。

副町長（佐藤兵吉君）はい、議長。お答えいたします。

今、齋藤議員がおっしゃるようになりますね、やっぱ幾ら組織の体制を整備しても、やっぱ仕事をするのは職員でございますので、その職員をいかにですね、課長、班長がしっかりサポートしながら、そして職場環境をよくしながらですね、職場環境をよくすることによって仕事の効率も上がりますので、そういうふうなところに意を用いながら、しっかりこの辺をですね、取り組んでいきたいというふうに考えております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ぜひですね、今回の組織再編を契機に、模範回答に即した対処に努められましてですね、よりよい組織体制を再構築され、より明るく働きやすい職場

環境が実現することを切に願ひまして、私の総括質疑を終了いたします。

議長（菊地康彦君） 10番齋藤俊夫君の質疑を終わります。

議長（菊地康彦君） 3番遠藤龍之君の質疑を許します。遠藤龍之君、登壇願ひます。

3番（遠藤龍之君） はい、議長。3番遠藤龍之です。ただいま提案されております山元町一般会計予算について総括質疑を行い、町長の所見を伺うものであります。

1件目は、町財政についてであります。

1点目、政府は予算編成に当たって、令和6年度補正予算と一体的に令和7年度予算を着実に実行し、切れ目のない経済、財政運営を推進するとしておりますが、令和6年度補正予算と当初予算の自治体関連予算や25年度地方財政計画が山元町一般会計予算にどう反映されているか伺います。

2件目は、各種基金について、住民負担軽減に適正に活用されているか。

3点目、日銀の定める政策金利が0.5パーセント引き上げられたことによる町への影響について伺います。

2件目、行政組織体制の充実に向けてについてであります。

1点目は、大幅な組織再編で予算執行に支障はないか。

2点目は、行政サービスを進めていく上で、職員の働く環境や質の向上は保障されているか。

3点目、人材育成計画の取組は進んでいるか。

4点目、会計年度任用職員の処遇改善は予算に表れているかについてであります。

議長（菊地康彦君） 町長橋元伸一君、答弁願ひます。

町長（橋元伸一君） はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、町財政についての1点目、国の令和6年度補正予算及び当初予算の自治体関連予算や25年度地方財政計画の一般会計予算への反映についてですが、順に申し上げます。

初めに、国の令和6年度補正予算についてですが、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に基づき実施する物価高騰の影響を受ける生活者等への支援については、補正予算成立後、できる限り速やかに実行することが求められております。

また、令和6年第4回議会定例会の一般質問において、遠藤龍之議員から、早急に経済対策に着手するようにとのご提言を受けていることから、可及的速やかに物価高騰対策を実施すべきと考え、新年度予算を待つことなく、令和7年第1回山元町議会臨時会に各種支援策に係る補正予算、一般会計補正予算（第5号）を上程し、ご可決を賜ったところであります。

具体には、住民税非課税世帯に対し給付金を支給するほか、町独自の支援策として、全町民に1人当たり5,000円の商品券の配布や、町内の児童福祉施設に対する副食費への支援、水稻農家の負担軽減を図ることを目的とした亙理土地改良区への支援を行うこととしており、準備が整ったものから順次支援を開始いたします。

次に、国の当初予算に関連する町の予算についてですが、予算の編成に当たっては、歳入歳出の収支ギャップを縮小すべく、歳出予算の抑制等を図るとともに、歳入予算については、国庫支出金や地方交付税の見通しなど、国の自治体関連予算に関する動向等を踏まえ、町全体の財政需要に対し、可能な限り財源対策に取り組んだところであります。

す。

25年度の地方財政計画については、国の自治体関連予算に関する情報がまとめられた地方公共団体にとっては極めて重要な資料であり、先ほど申し上げました国庫支出金等の動向のほか、町の貴重な一般財源である地方交付税や地方譲与税等を計上する際の根拠として参考にしているものであります。

地方交付税を例に申し上げますと、地方財政計画では、国の交付税特別会計上、出口ベースで1.6パーセントの増加を見込んでいることから、来年度予算の普通交付税においては、国の伸び率を参考に算定し、約25億9,000万円としております。

また、予算編成に当たっては、自治体DXの推進や子供政策の強化に関する方針など、自治体関連予算の動向には細心の注意を払うよう指示しており、新年度予算に係る財源措置など、可能な限り有効に活用するよう努めたところであります。

次に2点目、各種基金は住民負担軽減策に適正に活用されているかについてですが、財政調整基金を除く特定目的基金については、町の諸課題の解決等のため、基金の設置目的を踏まえながら活用しております。

新年度当初予算においては、9つの特定目的基金を活用しており、このうち住民の負担軽減につながる施策に活用した基金は、まち・ひと・しごと創生推進基金、ふるさと振興基金、子育て支援基金が該当いたしますので、順にご説明いたします。

初めに、まち・ひと・しごと創生推進基金については、廃校施設、旧坂元中学校の空きスペースのさらなる利活用促進を図るため、施設利活用事業者の創業を支援する山元町廃校施設利活用促進事業に400万円を計上しております。

次に、ふるさと振興基金については、コミュニティ活動に取り組む団体等の経費負担の軽減を図るため、行政区や団体の活動に対し、9事業で310万円を計上しております。

次に、子育て支援基金については、町内の私立幼稚園に入園する児童の保護者の負担軽減を図るため、制服代や学用品購入費を支援する町内私立幼稚園入園補助事業に80万円を計上しております。

これらの基金については、いずれも基金条例において目的等が定められており、規定の範囲内で予算に計上しているものでありますが、昨今の物価高騰等を踏まえ、住民の負担軽減を図る観点からも、年間を通じて機動的に対処できるよう、引き続き柔軟な運用に努めてまいります。

次に3点目、日銀の政策金利が0.5パーセント引き上げられたことによる町への影響についてですが、政策金利とは、景気や物価の安定など金融政策上の目的を達成するために日本銀行が設定する短期金利、誘導目標金利のことで、金融機関の預金金利や貸付け金利などに影響があるものと認識しております。

本町の新年度予算においても、基金の積立て利子や公債費の利息など金融機関に関わる予算に影響が出ており、歳入歳出ともに増額に転じております。具体には、歳入予算の財産収入に計上する各種基金の利子が全体で約1,800万円となり、昨年度の当初予算と比較し約3倍の規模となっているほか、歳出予算では、公債費において令和6年度以降に借り入れる地方債の利子について、金利の影響等を見込んだ結果、前年度と比較し約680万円の増加となりました。

なお、地方債の償還利子については、町の地方債の大半が固定金利での借入れとなっ

ているため、現時点においては政策金利上昇の影響は限定的となっております。

しかしながら、我が国の景気の動向や国際情勢を踏まえると、さらなる金利の上昇も想定されることから、引き続き国の動向を注視するとともに、今後の地方債の活用に当たっては、より慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、行政組織体制の充実についての1点目、大幅な組織再編で予算執行に支障はないかについてですが、組織再編については、新たな行政課題や、複雑化、多様化する行政ニーズへの対応、そして業務の平準化、効率化を目的としております。

この再編により分離、統合した課等はもとより、組織全体として4月1日からの円滑な業務遂行や予算執行ができるよう、現在、行政組織規則等の例規改正に取り組んでいるところであります。

そして、何よりも重要なことは、ふだんからの情報共有はもとより、課題や懸案事項等の確実な事務引継であると考えておりますので、行政サービスに混乱が生じないように努めてまいります。

次に2点目、職員の働く環境や質の向上の保障及び3点目、人材育成計画の取組についてですが、関連がありますので、一括してご回答いたします。

行政運営において、職員は最も重要な資源であることから、職員の人材育成は自治体マネジメントの大事な要素の一つであると認識しており、組織全体が人材マネジメントの視点に立ち、職員一人一人の能力を最大限に伸ばす職場の働く環境づくりや質の向上に取り組んでいるところであります。

また、職場環境づくりの一環として、コミュニケーションの促進やハラスメント対策を継続するとともに、ストレスチェックや定期的なメンタル相談など、サポートの強化による健康管理の充実に努めながら、安心して働ける職場環境づくりに継続して取り組んでまいります。

次に、人材育成計画に基づく職員の能力開発についてですが、一人一人の主体的な自己啓発や職場での仕事を通して行う研修、また専門的、計画的、組織的に行う職場外研修など、3つの柱を基本とした取組を継続的に進めているところであります。

具体には、毎年度、県市町村職員研修所主催の階層別研修を受講させているほか、採用3年目の職員には契約事務研修、5年目の職員には条例・規則研修を受講させるなど、法務能力の向上にも取り組んでおり、これら研修費として約150万円を計上しているほか、庁舎内で実施予定の職員研修委託料等には約100万円を計上しております。加えて、能登半島地震被災状況視察研修旅費や議会常任委員会による視察研修への同行旅費についても予算計上しているところであり、職員の見聞を深め、視野を広げるなどの人材育成にも鋭意取り組んでまいります。

次に4点目、会計年度任用職員の処遇改善の予算についてですが、昨年度実施いたしました処遇改善と捉えてお答えいたします。

まず、勤勉手当については、昨年の第2回議会定例会において、会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部改正についてご可決賜ったところであり、令和7年度当初予算においては、職員手当に反映させ、計上しているところであります。

また、人事院勧告に伴う給与改定についても、昨年の第4回議会定例会においてご可決を賜りましたが、令和7年度当初予算においては職員給料等に反映させ、計上しているところであります。

なお、会計年度任用職員の給料表は、一般職員の行政職給料表を準用していることから、例えば民間給与との格差解消のため、来年度も人事院勧告に伴う給料表の改正がある場合には、一般職員と同様、その処遇が改善されますので、ご理解願います。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）3番遠藤龍之君の再質疑を許します。3番遠藤龍之君。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。1件目の1点目について確認します。予算執行しているということなのですが、各種支援事業ですね、今の取組状況について、執行状況について確認したいと思いますが。

町長（橋元伸一君）はい、議長。執行状況をそれぞれの課のほうからですね、説明をさせたいと思います。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それではまず、私のほうからですね、補正予算で計上しております住民税非課税世帯への給付事業でございますけれども、補正予算可決後ですね、国のほうから要綱等が流れてきまして、2月中に準備を重ねてですね、対象者の抽出を行い、2月末にですね、対象となる方に1回目の通知のほう送っております。

現在、給付金の確認書のほうが届いている状況で、昨日現在くらいで700通くらい申請書が返送されておりますので、4月頭に給付できるように作業のほうを進めている状況になっております。

以上でございます。

商工観光交流課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、やまもと応援商品券の事業の実施状況についてご説明いたします。

現在ですね、こちら事業主体となります亘理山元商工会と事業のスケジュールなり、進め方を調整しておりますして、あとですね、実際その商品券の原案となる印刷業者、あとは発送する業者と打合せ、あとは実際郵送するもので、ラベルとか住所の住民の情報を印字する作業も出てきますので、そういうふうな電算会社の調整とか現在行っておりますして、先日、商工会のほうから補助金交付申請が上がってきましたので、間もなく補助金の資料を出して執行となる予定でおります。

実際、スケジュールとしては4月1日を基準日として現在進める予定で動いてますので、今は商工会と関係団体と事業の詳細について、事業が進んでるというふうな状況でございます。

以上でございます。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。これらの支援策についてはですね、もう何回も聞いてるんですが、物価高騰で町民の皆さんの暮らしは大変な状況が強いられている中でのということを目的にした支援策ですので、そして、それは可及的速やかにも、そういうことを踏まえて早めにもう、本来の当初予算の、前年度の、今年度ですか、補正で対応してるという、そういう目的を明確にした支援策でありますので、それは、そしてもう金もついてるわけですから、やっぱり今度は自治体の問題つつうかね、大変なんだべけども、その事務量、何量というのがね。それも、そういう状況にありながらも、町民の皆さんの暮らしも大変だというようなことからであれば、本当に可及的速やかに実施するべきだということを伝えて、次はですね、あんまりあれして、ちょっと気になったとこだけの確認したいんですが、当年度。

先ほどの説明の中で、確かな財源である、町としてはですね、地方交付税、その予算

措置について、考え方についてですね、説明では地財計画で、国で示した計画の中で、地方交付税が1.6パーセントが伸びたと。これは増えていいことなんだけども、町の予算措置の地方交付税ね、普通交付税ですね、に、についても、説明の中では1.6パーセントで、先ほどの説明の中でも、それを参考にして、こういう言い方失礼だと思うんだけど、事務的に単純にね、国で1.6だから、おらほも1.6というような予算計上してるようなんだけど、これは、こういう考え方については前にも言った記憶あんだけど、そうでないんじゃないんですか。

あくまでも地方交付税って、町のものつつうとおかしいんだけど、町で計算して、試算して、おらほではこのくらい必要だよということで国に示して、そして、それに近い額を勝ち取るっていうのが本来の町の姿勢だと思うんだけど、それがね、この先ほど説明では、国で言ったから、んだら私のほうでもこうしますっていう予算の組み方っていうのはいかなるものかってかね、という疑問があるんですけども、まず、その、あと、それと、その考え方と併せて、これ1問の中の1つね。

今回、町で示した額と、示したというか、計算した地方交付税の額と、実際に下りてくる、今回示した額との差異、差額つつうか、とは、もし分かれば確認したいと思います。まずは考え方と併せてね。考え方の結果こうだという。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長のほうからお答えいたします。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

まず、普通交付税の算定に当たりましては、いわゆる基準財政需要額ですか、ここから基準財政収入額、いわゆる歳出予算と歳入予算の乖離分、この財源不足の分を地方交付税で補うというふうなものを担ってございます。この交付税の算定に当たりましては、遠藤議員ご承知のとおり、数十の項目、例えば道路の延長ですとか、学校の数、児童生徒の数、あるいは、これまでの起債の返済にかかってくる償還ですとか、そういったものもろものを積み上げて算出するものなのですね。

今般、国で示した地財計画、これに関して1.6パーセントの伸びというふうなことで、これについては遠藤議員ご指摘のとおり、我々としましては、どうしても地方自治体一律というふうなことでなっておりますので、その数字を掛けたもので出さざるを得ないと。ただ、遠藤議員おっしゃるとおり、当然ながら自治体においては、規模も違えば財政規模も違うというふうなことがありますので、本来であれば、そういった傾斜配分なんかもあるべきではないかというふうな思いを持っております。

来年度、令和7年度の予算の関係なんですけども、地方交付税算定するに当たりまして、普通交付税算定するに当たりましては、直近2年間の推移を見ながら、まず計上すると。令和6年度の交付税がですね、今回3月で補正しておりますけども、約1億円ほどプラスになっているというふうな実態がございます。

こういうふうな数字なんかも踏まえながら、令和7年度の当初予算において交付税を算定しておりまして、その額についてはですね、普通交付税ベースですと25億9,000万ほど予算措置してるというふうなものになります。

ただ、これプラス特交ですとか、震災復興特交の分もございますので、交付税総額としましては29億1,000万円ほど予算計上しているというふうなものになります。

以上になります。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。なぜ確認するかといいますと、ある程度、町で試算してれば、

ある程度このくらいは、1.6パーセントというのがあったとしても、想定ですが、その額に基づいて予算措置をする必要性があるのではないかっていうのは、結局、財源不足、財源不足って要求すると、財源確保っていう言葉が非常に強調されるわけけども、もしそうだとすれば、その当初からそこで財源確保してれば、正確な精度の高い財源の数字を示してれば、当初予定されていたものが、逆に言うと、要請されての財源確保でね、ねえから駄目だって削られる可能性が多々あると思います。

その際に、いや、そんなこと、んで地方交付税何ぼ入ってくんだ、普通交付税何ぼ入ってくんだっていうのが明確に、明確ではないんだけど、自ら決めてれば、自ら決めた、ある程度このくらいは想定できるっていうようなことすれば、当初で少し膨れた予算措置が可能だというふうに私は考える。町はそう考えない。安全運転でねということかとは思うんだけど、しかし全てその財源がない、財源がないってことで、本来やらなければならない事業が、もしやられていないとすれば、とりわけ今のような暮らし大変なときにね。そこはやっぱ頭使ってほしいっていうふうに思います。

これ、1兆でない、1億でも1,000万でも2,000万でも、そこで当初に、その財源が確保できれば、確保って考えれば、その分1年間の予算に投じることできるわけだからというふうな考えの下で確認しました。

今ここで、いろいろ出せとかなんていうのはあれだけど、やっぱり考え方として、やっぱその考え方は非常に大切にしくちやない。

あと、併せて言うと、先ほど言った基準財政需要額、収入額をどう自分たちの町で算出できっか、試算できっか。それは、道路1キロに対して、1本に対して何ぼとかね、ニーズって、あと先ほど出てきた消防もその対象になってます、消防がね。どのくらい地方交付税、交付金の対象になっています。そういうこととかね。そういうことで、この保障されていると。最低の財源確保、財源確保機能というのか。財政調整機能つうのがあるようだけど、地方交付税制度の中身はね。その中での対応さってるやつということなんで、そこはぜひ今後。

そして、この件に関しては、最終的に、9月頃が最終っていうかね、そこまであるんで、あるいは、さらに今度11月で最終的。その辺もさらに確認しながらね、いろいろこれまで皆さんから言われてきた、足りない部分はそういうことも含めて、この1年間、予算執行の中で対応していただきたいと、すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。遠藤議員おっしゃるとおりですね、令和7年度の交付税の算定に関しましては、例年ベースで申し上げますと、7月の下旬頃にですね、この交付税の本算定というふうなものが入りまして、年末12月頃に追加というふうな形で交付決定がなされるものですが、ただいまのご指摘いただいた件につきましては、当然我々としましても1円でも多く財源は確保したいというふうな思いを持ってございますので、そういったところに意を用いまして、今後とも対応してまいりたいというふうに思います。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことで進めていただきたい。

あわせて、確認したいんですが、新年度予算について、今の財源確保という観点から確認するんですが、今はやりのデジタル化推進ですね。多分、山元町の新年度予算にもそういった類いの事業費が、事業が取り組まれているのではないかと思います、この採用については、さっと見たんだけど、新年度予算に、歳入の中に、さっき言っ

た地方債の中に入っていないよね、確認ね。この辺の扱いはどうなのか。せっかくこれも国で、あったらいっぱい使えばいいってことでないんだ。まず、新年度予算に、もしそういう事業が取り組まれているのであるならば、当然やらなくちゃいけないということに取り組んでるんだらば、財源確保という観点から、この辺の採用も当然すべきだと思うんですが、いかがでしょう。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

今回の地財計画のポイントとしまして、5つほど掲げられてございます。そのうち、今、遠藤議員がご指摘の、いわゆる自治体DX関係ですね、これに関しては交付税等々で見込んでるのではなくて、実際は補助金というふうな形で受け取るというふうなことで計上してます。

以前、12月でしたかね、DXを進めるに当たっては国の支援というふうなものは必ず必要になるよねと。これは令和7年度中に解決しないと、なかなか国として認められないというふうなものもあるというふうなことも遠藤議員からご指摘いただきましたけれども、国もその辺をですね、柔軟に対応するというふうなことで、令和8年、9年というふうなことで延長したと。

ただ、山元町としましては、各種DX、進める事業ありますけども、これ一気にやろうとしてもなかなかできないんで、令和7年度におきましては、いわゆる戸籍に関連するものですとか、あるいは障害者福祉に関する分野、こういったものを進めてまいりたいと。この財源につきましては、補助金というふうな形で予算措置してございます。

以上になります。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう補助事業で、ただ全額補助だったらいいんだけど、でなければ、その以外のやつは充当できる、90パーセント充当つうかな、返すのも50パーセント、交付税でね、返すのつうか、50パーセント、あれするっていう、そういう意味では有利な内容の地方債になってるということは、あるんだとすれば、そういう対象のものは、これは当然この採用すべきだということを求めてってか、質疑だから駄目なのか、求めては。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。まず、先ほど戸籍ですとか福祉に関する部分、お話ししましたが、これに関しましては、国からこの事業を進めなさいよというふうな指示の下、実施する事業でございますので、基本的には100パーセント補助であるというふうなことで予算措置してございます。

ただ、それ以外ですね、町が実施します、例えばLINE事業、先般もお話ししましたが、こういったものについても有効な補助策を活用しながら、補助残についても起債、例えば打ちながら、とにかく財源の確保というふうなものも同時にですね、事業執行と併せて考えながら、令和7年度も予算計上しているところでございます。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。次に、2点目の各種基金について確認したいと思います。先ほど、もろもろ説明を受けたわけですが、一部っていうか、全部に事業、基金取崩しの全てではないような事業もあるようなんで、その辺はあと特別委員会の中で確認したいと思います。

ということで、最後は何だ、政策金利ですね。この政策金利については、今までためてたやつについては有利だと、金利が上がるわけだからね。地方債、そしてあと返す際にも固定金利だから大きな影響はない。ここまでいいけど、今後借りるときの懸念が

よっと大きいんではないのかっていう心配、懸念があるんですが、とりわけ山元町の場合、大きな事業が待ち構えてるといえるときに、どういう対応が、どういう対応ってか、もう急に決めらってしまったらあれだけでも、その辺の影響について、先ほど680万つうのがその影響として出てきたようなんだけど、さっきですね、今後の、例えば1億の事業だったらもう、今の金利だったらば、上がらない金利だったらこのくらいなんだけど、上がって、1パーセントも2パーセントも上がったら、1パーセントじゃない、0.5の世界だから、0.5の世界だな。

だから、0.5が全て0.5ではないと思うんだけど、0.2とか3とかね。私個人の確認したとき、0.1から0.2ですって言わったんだけど、個人的、そいつはいい。町の場合どうなのかってのはあんだけど、その数字についてはどうなんです、大体このくらいの差が出てくると。今だったらば、上がる前だったらこのくらい、上がる前だったら1億だったんだけど、上がった率でいうと1億3,000万とかね。そんな、どの程度上がる、その辺もちょっと不安つうかね。これからいろいろ事業取り組むに当たってっていうのを確認したいんですけども、これはまだ国絡みの関係ですから、今ここではっきりと分かんないということであれば、それはそういうことで。ただ、不安はあるよね、懸念はあるよねっていう、町の受け止めとして、あれば伺います。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

これまで借入れした分についてはこうですよというふうなことで、先ほど町長からご答弁申し上げましたので、今後の話になりますが、正直申しまして、幾ら借りると年間幾らの、いわゆる金利が発生するというふうなものは、ちょっとこの場では申し上げられないというふうなものについて、ご理解いただきたいというふうに思います。

ただ、どうしてもですね、我々地方自治体ですと、固定金利、そして長期間というふうな借入れになってまいります。長期になればなるほど、当然金利についても、高い金利になってまいりますので、そういった、例えば、先ほどお話ありました基金の残高ですよね、その基金の残高ですとか、今後の借入れ、そして返済の見込み、こういったものをやっぱり3つセットで検討しながら、借入れについても慎重に対応していきたいというふうに考えております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。分かりました。

次に、2件目に移るわけですが、この件に関しましては、今回も、そして、これまで何人かからの皆さんから取り上げられている課題であります。ということから、質疑は控えますが、この問題は本当に大変、これまた深刻な問題、大変大事な問題、これからのまちづくりにとって、その改善は避けられない課題であるというふうに思っています。

ですから、この問題の要因、原因というものをしっかりと分析、総括、検証し、一般的な対応、解決にとどまらず、これらの問題がどこにあったのかを捉えるのが大事であるというふうに思っております。

本質的な問題解決を目指してですね、この新年度予算執行の中で、これらの問題等々踏まえて対応し切れる行政組織体制となっているかどうかを確認するための総括質疑がありました。

そういうことでですね、必要なことにつきましては、今後予定されてる予算特別委員会で確認したいということをもって、総括質疑は終わりにします。

議長（菊地康彦君）３番遠藤龍之君の質疑を終わります。

これで総括質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第２６号から議案第３１号までの６件については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第２６号から議案第３１号までの６件については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

予算審査特別委員会委員は、直ちに全員協議会室で委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩いたします。再開は１３時３０分といたします。

午前１１時５７分 休 憩

午後 １時３０分 再 開

議長（菊地康彦君）再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（菊地康彦君）予算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選され、その結果が報告されましたので、報告します。

予算審査特別委員会の委員長に渡邊千恵美君、副委員長に遠藤龍之君が選任されました。

以上で報告を終わります。

議長（菊地康彦君）お諮りします。

予算審査特別委員会に、地方自治法第９８条第１項の検査権を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

予算審査特別委員会に、地方自治法第９８条第１項の検査権を委任することに決定しました。

お諮りします。

ただいま予算審査特別委員会に付託しました議案第２６号から議案第３１号までの６件については、山元町議会会議規則第４５条第１項の規定により、３月１７日月曜日午後４時までに審査を終了するよう期限をつけることにします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第２６号から議案第３１号までの６件については、３月１７日午後４時までに審査を終了するように期限をつけることに決定しました。

議長（菊地康彦君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は３月２１日午前１０時開議であります。

お疲れさまでした。

午後１時３１分 散 会
